

東京都健康診査管理指導等事業実施要綱

10 衛健成第 23 号

平成 10 年 6 月 1 日

第 1 事業の目的

この要綱は、がん、脳卒中等の生活習慣病の動向を把握し、また、区市町村、医療保険者等で実施される健康診査の実施状況や検診実施機関の精度管理の状況を把握・評価して専門的な見地から適切な指導を行うとともに、これら健康診査に従事している者の資質の向上を行うことにより、東京都における保健事業のより効果的、効率的な実施を図ることを目的とする。

第 2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、東京都（以下「都」という。）とする。

第 3 事業の内容

- 1 生活習慣病検診管理指導協議会（以下「協議会」という。）の設置及び運営
- 2 生活習慣病検診従事者講習会（以下「講習会」という。）の開催
- 3 都区市町村保健師等研修会の開催

第 4 生活習慣病検診管理指導協議会の設置及び運営

1 趣旨

がん、心臓病等の生活習慣病の動向を把握し、また、区市町村、医療保険者及び検診実施機関に対し、検診の実施方法や精度管理の在り方等について専門的な見地から適切な指導を行うために、協議会を設置・運営する。

2 構成

協議会の委員は、委員 30 名以内で構成する。ただし、福祉保健局長が必要と認めたときは、この限りでない。

また、関係団体、学識経験者、専門家、関係行政機関等のうちから、局長が委嘱又は任命する委員をもって構成する。

3 部会

協議会は、必要に応じて専門の事項を検討するための部会を設置することができる。

4 その他

協議会の設置・運営について必要な事項は別に定める。

第 5 生活習慣病検診従事者講習会の開催

1 趣旨

特定健康診査等、胃がん検診、子宮がん検診、肺がん検診、乳がん検診及び大腸がん検診等に従事する者の資質の向上を図ることを目的として、協議会の指導の下に講習会を開催する。

2 講習会の種類及び内容

講習会の種類及び内容は、おおむね次のとおりとする。

(1) 特定健康診査等従事者講習

総論、心電図のとり方及び読み方、眼底検査の意義及び実際、眼底写真の撮り方、臨床検査の実際及び検査結果の解釈等

(2) 胃がん検診読影従事者講習

総論、胃がんの臨床、早期胃がんの診断、エックス線写真の読影方法、ダブルチェックの実習等

(3) 胃がん検診エックス線撮影従事者講習

総論、良いエックス線写真の撮り方、現像技術、放射線被爆、エックス線撮影装置の維持管理及び実技指導等

(4) 子宮がん検診従事者講習

総論、検体の処理、染色技術、細胞診の実際、精度管理の実際、標本の整理等

(5) 肺がん検診読影従事者講習

総論、肺がんの臨床、早期肺がんの診断、エックス線写真の読影方法、二重読影・比較読影の実習等

(6) 乳がん検診従事者講習

総論、乳がん検診の方法（視触診、乳房エックス線検査等）、乳がん自己検診の指導方法等

(7) 大腸がん検診従事者講習

総論、検体の処理、精度管理の実際等

(8) 細胞診従事者講習

総論、検体の処理、染色技術、細胞診の実際、精度管理の実際及び標本の整理等

(9) 特定健康診査事務系職員講習

特定健康診査、がん検診等の実際、実績報告等

3 対象者

保健所、医療機関、検診実施機関等で現に生活習慣病検診等に従事している者であって、次に掲げるもの又はその他東京都が必要と認めるもの

(1) 特定健康診査等に従事している医師及び臨床検査技師等

(2) 細胞検査士等

(3) 胃がん検診又は肺がん検診読影に従事している医師

(4) 胃がん検診に従事している診療放射線技師

(5) 乳がん検診又は子宮がん検診に従事している医師

(6) 乳がん検診に従事している診療放射線技師

(7) 大腸がん検診に従事している臨床検査技師等

(8) 特定健康診査等に携わる事務系職員等

4 その他

開催にあたっての詳細は、別途要領に定める。

第6 都区市町村保健師等研修会の開催

1 趣旨

区市町村における保健事業を適切に実施するための知識及び技術の修得を目的として、保健事業の実施に当たる都区市町村保健師等に対する研修を実施する

2 研修の内容

研修の内容は、以下のうちから適宜選択して行う

- (1) 健康増進法による健康増進事業（健康手帳の交付・健康教育・健康相談・特定健康診査・機能訓練・訪問指導等）に関する必要な知識及び技術
- (2) がん検診に関する必要な知識及び技術
- (3) 生活習慣改善指導のために必要な知識及び技術
- (4) 保健・医療・福祉の連携のために必要な知識及び技術
- (5) 保健事業の効果的な実施に係る企画立案のために必要な知識及び技術
- (6) その他保健事業の企画・立案・実施等に関する必要な知識及び技術

3 対象者

都区市町村に在職して保健事業に従事する保健師、看護師等

第7 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉保健局保健政策部長が定める。

附 則

この要綱は平成10年6月1日から施行し、平成10年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は平成14年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成16年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成20年5月15日から施行し、平成20年4月1日より適用する。